

自動運転実証調査業務委託 業務仕様書

1 実証調査の背景・目的

本調査では、高齢者の事故問題や免許返納者の増加、交通事業者の運転士不足など地域交通を取り巻く課題に対応し、持続可能な地域公共交通を実現するため、自動運転技術を活用した移動サービスの導入にかかる経営面・技術面・社会的受容性など、社会実装に向けた課題整理等を行うことを目的とする。

2 業務の内容

(1) 自動運転による移動サービスの事業性及び技術課題に関する調査

地理的特性や生活環境、居住者特性などを踏まえたモビリティ上の課題及び自動運転技術の実用化に向けた基礎的事項を整理する。また、基礎的事項の整理をもとに、自動運転を活用したビジネスモデルを検討のうえ、事業化の課題や技術課題の整理を行う。

① 調査対象とする運行パターン

本調査において検討対象とする運行パターン及び移動サービスの形態は、村が作成したルート案を基に選定すること。

② 自動運転を活用した移動サービスのビジネスモデル調査及び検討と事業性及び技術面等の課題分析と整理

上記①にて選定した運行パターンにおいて、選定した地区における自動運転を活用した交通サービスの需要予測を行い、そのニーズに合ったビジネスモデルを検討し、解決すべき事業面、運営体制面、制度面、技術面等の事業化に関する課題全体を体系的に分析の上で整理を行うこと。

なお、課題分析においては利用する車両の自動運転能力を明確化し、必要な場合は段階的に整理すること。

(2) 実証実験による検証

選定地域における自動運転サービスの社会実装を見据えた実証実験を行うこと。

実証実験は、以下の記載内容に従ったうえで、選定した運行パターンに適した地区で実施すること。実証実験では(1)－②での検討をもとに、課題及び解決方法の一部について妥当性及び有効性を検証するとともに、更なる課題抽出を行うこと。

① 実証実験地域の選定と提案

本公募への提案書作成に当たっては、以下の条件を満たす具体の地区を提案者にて選定し提案を行うこと。

なお、具体的な実施地域については、村と協議により決定するものとする。

- ・実証地域において、将来的に移動サービスの担い手として期待される交通事業者等と連携体制を組むことができること。
- ・地域課題が明確に示されたうえで、自動運転を導入した将来の公共交通サービスが具体的に提案され、導入による効果が地域の課題解決に寄与するものであること。
- ・自動運転の社会実装を見据えた具体的な課題認識・方向性・スケジュール・体制等のロードマップが具体的に示されていること。
- ・公共交通サービスの改善・モビリティ確保の観点から、地域固有の背景や特殊事情によらず他の地域に展開できる知見が得られるものであること。

② 自動走行実証実験の実施

実証実験は、自動運転システムを搭載した車両を使用し、「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」（平成 28 年 5 月警察庁作成）に即して実施する。なお、今後、自動運転走行実証実験に係る制度等が変更された場合には、当該新制度等に即して実施する。

《想定する実証実験の交通環境》

公道（通常の交通環境下での道路）かつ下記事例を参考に他交通と共存できる運行であること。

- インフラ協調に頼らず信号及び横断歩道を渡る人を認識・判断
- 障害物（駐車車両、工事現場等）を検知・判断して自動回避ができる
- 設定された目的地に向け、最適な運行方法を自動で判断し、複数車線の車線変更や右左折を自動でできる

③ 地域住民の理解促進・社会受容性の醸成

一般村民等を対象にニーズや課題の把握、社会的受容性の醸成を行っていくため、説明の開催、自動運転車両による疑似体験モニター調査や情報発信を実施する。

（3）実施スケジュール

実施期間 令和 5 年 1 0 月～令和 6 年 3 月（予定）

※準備期間を含む

（4）実証実験及びモニター調査の成果報告書の作成

実証実験を通じて得られた技術的な成果や課題、モニター調査の結果について取りまとめ、分析・検討を行い、それらを成果報告書にまとめること。

(5) その他事項

- ① 公道に自動運転車両を走行させるにあたり、道路使用許可等の取得に当たって関係機関との協議や必要な申請を行うこと。
- ② 実証調査の実施エリアまで、安全かつ経済的な車両運搬ルートを設定し、車両保管場所を確保・運搬すること。
- ③ 車両事故等に備え、準備開始から走行調査終了までの期間中、自動車損害賠償責任保険に加え、賠償能力の確保が担保された任意保険に加入するなど、適切な賠償能力を確保すること。

3 委託業務にあたっての留意点

- (1) 委託事業の開催から終了までの間、本事業を統括する責任者を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の安全かつ円滑な実施のために、定期的に村と連絡調整を行うこと。
- (2) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、該当既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (3) 受託者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を村の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。
- (4) 本委託業務は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転実証調査事業）を活用して実施することを想定していることから、同補助金交付要綱等に基づき適正に処理すること。
- (5) 上記（1）から（4）については、再委託先においても適用する。